

事務事業	103	細街路の拡幅整備					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	03	快適な生活環境づくり					
施策	02	人にやさしい道路、交通施設の整備					
事業内容							
目的	幅員4m未満の細街路を4mに拡幅整備して、快適な居住環境の確保及び災害時の安全性の向上を推進するとともに、地域特性やコミュニティにも配慮した適切な道路機能の形成と確保を図ります。						
対象・手段	対象：幅員4m未満の細街路（建築基準法42条2項道路）で区道（99km）又は私道（125km） 手段：新宿区細街路拡幅整備条例により、道路後退部分を区道の場合は、沿道敷地所有者の寄附・無償使用承諾により拡幅整備し、区道化を推進します。私道（一部、区道を含む）の場合は、自主整備を基本としますが、一定の条件に適合する場合、建築主等の依頼により、区が拡幅整備を行います。						
成果（事業が意図する成果）							
生活道路の4m未満の細街路が、4mに拡幅され、防災性の向上・居住環境の向上など、まちづくりの基礎を住民と区の協働で整備することができます。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
道路整備率（区道+私道）		整備累積延長（区道+私道）/細街路延長（区道+私道）			（平成19年度）に （8%）の水準達成		
道路整備率（区道）		整備累積延長（区道）/細街路延長（区道）			（平成19年度）に （12.6%）の水準達成		
					（32年度）に （ ）の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考
事業 成果 指標	目標値1	%	8.40	8.40	8.40	8.40	
	実績1	%	3.30	4.60	5.84	7.13	
	= /	%	39.29	54.76	69.52	84.88	
	目標値2	%	12.60	12.60	12.60	12.60	
	実績2	%	4.80	6.55	8.12	9.73	
	= /	%	38.10	51.98	64.44	77.22	
	目標値3		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績3		0.00	0.00	0.00	0.00	
	= /	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成18年度	細街路拡幅整備協議件数 整備延長	434件 5,451m	508箇所 整備面積				
平成19年度	細街路拡幅整備協議件数 整備延長	460件 5,797m	561箇所 整備面積				

部名称		都市計画部			課名称		建築調整課	
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考	
トータルコスト	事業費	千円	79,495	107,641	112,205	98,127		
	人件費	千円	85,759	94,097	85,480	85,261		
	事務費	千円	3,921	4,165	4,310	4,041		
	減価償却費等	千円	0	0	0	0		
	総計 = + + +	千円	169,175	205,903	201,995	187,429		
	受益者負担	千円	0	0	0	0		
	純計 = -	千円	169,175	205,903	201,995	187,429		
	受益者負担率 /	%	0.00	0.00	0.00	0.00		
財源内訳	一般財源 = -	千円	168,925	205,803	201,595	187,379		
	特定財源		250	100	400	50		
	一般財源投入率 /	%	99.85	99.95	99.80	99.97		
職員	常勤職員	人	10.00	11.00	10.00	10.00		
	非常勤職員		1.00	1.00	1.00	1.00		
事業に関する検討課題								
<p>細街路の拡幅整備は、建築動向にあわせて進めています。災害危険度の高い地域では、より一層効果的に整備を進める必要があります。</p>								
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	経済好調を反映し、建築着工件数の増加で細街路拡幅整備件数も増加しています。17年度から私道の拡幅整備を区施工で行なう制度改正を行い、工事実績を上げています。					
	実施の成果	3	細街路拡幅整備条例に基づき拡幅整備方法が確立し、着実に細街路が拡幅整備されています。事業の進展で区民、事業者の協力が得やすい環境が整ってきています。					
	効率性	3	建築確認申請の提出前に事前協議を行うことにより、建替えに合わせた道路後退が容易となっています。また、区道沿道の拡幅の場合、区が用地買収を行わず、寄附や無償使用により道路拡幅が可能となるため、効率的です。					
	行政の関与	3	生活環境整備・防災対策として細街路の整備は、行政の役割として重要です。行政が関与することで細街路の拡幅整備が確実なものとなっています。					
	妥当性	3	細街路拡幅整備事業は、生活道路の整備として有効な手法です。区民、事業者と区が役割分担し、細街路の拡幅整備を行うことは適切です。					
	施策寄与度	3	細街路拡幅整備事業は、防災まちづくりや人にやさしいまちづくりを区民、事業者と協働で作り上げる具体的な事業として重要です。					
総合評価	平成19年度の評価は「B」であり、道路拡幅整備が概ね計画どおりに進展しています。ただ、当事業は、区民、事業者、区が役割分担して整備する手法なので整備実績は、建築動向に左右されることがあります。また、過去3年間も概ね計画どおりの実績であり、「B」とします。						B	
							過年度評価	
改革方針							18年度 B	
							17年度 B	
						16年度 A		
						15年度		
						方向性		
この事業は、建築動向にあわせて着実に進展していく必要性から第一次実行計画においても「70 細街路の拡幅整備」として引き続き取り組んでいきます。なお、災害危険度の高い地域では、より一層整備が進むように啓発活動を充実させていきます。						1		
						現状のまま継続		